

## 消費税率引き上げに伴う御請求書等について

2019年10月1日より、消費税率が8%から10%に上げられることになっております。これに伴い、以下の通り弊社へのご請求等をお願い致します。

注文内容 パターン	工事の請負				工事の請負以外	
	①	②	③	④		
注文日	2019年 3月31日 以前	2019年 4月1日～ 9月30日	2019年 3月31日 以前	2019年 4月1日～ 9月30日	2019年 3月31日 以前	2019年 4月1日～ 9月30日
注工期(至)	2019年 9月30日 以前	2019年 9月30日 以前	2019年 10月1日 以降	2019年 10月1日 以降		
注文書の消費税率	8%	8%	8%	8%	8%	8%
2019年9月分以前請求書	8%	8%	8%	8% (注)	8%	8%
2019年10月分以降請求書			8%	10%	10%	10%

(経過措置  
適用)

### 1. 注文内容が「工事の請負」に該当する場合

#### ①注文日が2019年3月31日以前で、工期（完了日）が2019年9月30日以前の場合

- ・注文書は消費税率8%で発行します。
- ・2019年9月以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・工期（完了日）が2019年10月1日以降に延長になったときは、パターン③として取扱いをしてください。
- ・増工を伴う変更契約日が、2019年4月1日以降で、かつ工期（完了日）が2019年10月1日以降となった場合は、増工分のみパターン④の取扱いとしてください。

#### ②注文日が2019年4月1日以降で、工期（完了日）が2019年9月30日以前

- ・注文書の消費税率は8%で発行します。
- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・工期（完了日）のみが2019年10月1日以降に変更になった場合は、パターン④の取扱いとしてください。増工を伴う変更契約日が2019年10月1日以降の場合、当初契約及び増工部分をパターン④の取扱いとしてください。

#### ③注文日が2019年3月31日以前で、工期（完了日）が2019年10月1日以降の場合

- ・注文書は消費税率8%で発行します。
- ・2019年9月分以前及び2019年10月分以降の出来高についても請求書は消費税率8%で発行してください。

2019年10月以降の請求書には、「摘要」欄に「消費税経過措置」等とわかりやすく記入してください。

④注文日が2019年4月1日以降で、工期（完了日）が2019年10月1日以降の場合

- ・注文書は、消費税率8%で発行します。
- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・2019年10月以降の出来高についての請求書消費税率10%で発行してください

（注）弊社では、2019年9月30日までに発行する注文書は、注文工期（完了日）に関わらず消費税率8%で発行しており、9月分までの請求にかかる消費税率は8%になります。完成基準による売上計上をされているお客様で、パターン④に該当する場合は、2019年10月以降に2019年9月分以前の出来高に対する増額分をご請求頂くことになります。

請求方法につきましては、9月頃にお知らせ致します。

パターン④の場合、税込みの注文金額と請求金額に消費税額の差異が生じますが、この差額についての注文書の発行は致しません。

## 2.注文内容が「工事の請負」に該当しない場合

注文日が2019年3月31日以前の場合

- ・工事の請負以外の注文につきましては、注文日に関わらず、以下のとおりになります。  
2019年9月30日以前の納品の請求書は、消費税率8%で発行してください。

注文日が2019年4月1日以降の場合

- ・工事の請負以外の注文につきましては、注文日に関わらず、以下のとおりになります。  
2019年10月1日以降の納品の請求書は、消費税率10%で発行してください。

2019年10月1日を跨ぐ注文につきましては、税込みの注文金額と請求金額に消費税額の差異が生じますが、この差額についての注文書の発行は致しません。

また、今後の法改正等及び弊社の処理方法の変更により、上記処理方法の変更がある場合がございます。その都度修正させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。